

## NI+C クラウドメンバーシップサービス SL 利用規約

本規約は、日本情報通信株式会社(以下「NI+C」という。)が利用者(以下「お客様」という。)に提供する NI+C クラウドメンバーシップサービス SL(以下「本サービス」という。)の利用について定めるものである。本規約は、別紙1「NI+C クラウドメンバーシップサービス SL サービス記述書」(以下「サービス記述書」という。)及び別紙2「NI+C クラウドメンバーシップサービス SL 料金規定」(以下「料金規定」という。)とともに構成される。別途記載がない限り、本サービスは本規約に従い IBM Cloud運営会社(SoftLayer Technologies, Inc.、SoftLayer Dutch Holdings B.V.、IBM)により提供される。

### 第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 本規約は、本サービスの利用条件を定めるものとする。

2 お客様及び NI+C は、本規約を誠実に遵守するものとする。

(本規約の適用範囲)

第2条 本規約はお客様と NI+C との本サービスに関する一切の関係に適用するものとする。

2 NI+C が本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じてお客様に通知する本サービスの利用に関する諸規定も、本規約の一部を構成するものとする。

3 本規約を構成する文書に矛盾が生じている場合には、1) 前項記載の諸規定、2) サービス記述書、3) 料金規定、4) 本規約の順で優先されるものとする。なお、別途記載のあるものについてはこの限りではない。

4 「DSaaS for NI+C クラウド」の利用については、「別紙 A:DSaaS for NI+C クラウド」に定めるものとする。「別紙 A:DSaaS for NI+C クラウド」に記載のない項目については本規約の記載が適用されるものとする。また本規約と「別紙 A:DSaaS for NI+C クラウド」の記載に相違がある場合には、「別紙 A:DSaaS for NI+C クラウド」の記載が優先されるものとする。

5 本規約において、IBM Cloud 運営会社が定める規定等を適用させるため、外部 URL へのリンクがある場合、原則として「IBM」を「NI+C」に読み替えて適用する。

(本規約の公表・変更)

第3条 NI+C は、NI+C クラウドインフォメーションサイト( <http://niccloud.niandc.ne.jp/> )、その他 NI+C が定める方法により、本規約を公表する。

2 NI+C は本規約を必要に応じて変更することができるものとし、前項に定める NI+C のホームページに公表することをもって、変更後の本規約が適用されるものとする。

### 第2章 利用の申込

(利用の申込)

第4条 お客様は、本規約の内容を承諾したうえで、NI+C 所定の「利用申込書」に必要事項を記載し、NI+C 所定の方法により申し込むものとする。

2 NI+C は、利用申込の審査にあたり、NI+C が相当と判断する方法で信用調査を行うことができるものとする。

3 NI+C が利用申込を審査し承認したときは、「利用承諾書」をお客様宛に送付するものとし、「利用承諾書」の送付を以って、本規約の規定を内容とする本サービスの利用契約がお客様と NI+C との間で成立するものとする。

4 お客様及び NI+C は、「利用契約書」の締結を以て、「利用申込書」及び「利用承諾書」の手続きに代えることができる。

5 お客様はサービス記述書に記載されたサービス品目のうち、利用するサービス品目を選択できるものとし、お客様は NI+C 所定の「オーダーシート」を NI+C に対して送付することにより利用するサービス品目を指定するものとする。

6 「オーダーシート」を NI+C が受領し、お客様に対し「オーダー受領通知」がなされた時点で、当該「オーダーシート」によるサービス品目の指定が完了するものとする。

7 「オーダーシート」にて選択されたサービス品目の登録が完了したときには、「オーダー手配完了通知」をお客様に送付するものとする。

8 お客様及び NI+C は、「オーダーシート」、「オーダー受領通知」及び「オーダー手配完了通知」について、デジタル化したデータを電気通信回線を通じて相手方に送付することができる。

9 お客様と NI+C との間で別段の合意がない限り、「オーダーシート」にてお客様が利用を選択したサービスの利用開始日は、「オーダー手配完了通知」に記載された利用開始日とする。「オーダー手配完了通知」に指定がない場合は、IBM Cloud 運営会社提供の「ポータルサイト」上に掲載される情報をもとに利用開始日を設定する。

10 上記5から9に記載された「オーダーシート」等を用いたサービス利用の申込方法以外に、IBM Cloud 運営会社または NI+C より提供される「ポータルサイト」からお客様自身でサービス利用を開始した場合、お客様から NI+C への「オーダーシート」の送付、及び NI+C からお客様への「オーダー受領通知」及び「オーダー手配完了通知」の送付は不要とする。

11 IBM Cloud 運営会社または NI+C より提供される「ポータルサイト」から、お客様自身でサービス利用を開始した場合、お客様が利用するすべての IBM Cloud 提供のクラウドサービス、料金、開始日などは、IBM Cloud 運営会社提供の「ポータルサイト」上に掲載される情報を原本とし、お客様は随時、「ポータルサイト」上の掲載情報を確認するものとする。「ポータルサイト」上の掲載情報と、NI+C からお客様に送付した「オーダー手配完了通知」に矛盾が生じた場合、「ポータルサイト」上の掲載情報が優先されるものとする。

(電子契約)

第5条 お客様及び NI+C は、別途 NI+C が指定する電子契約の手段を用いて前条の手続きを行うことができる。

(利用申込の不承認)

第6条 利用申込者が次のいずれかに該当する場合、NI+C は利用申込を承認しないことがある。

- (1) 利用申込者が実在しない場合又はそのおそれがある場合
  - (2) NI+C 所定の利用申込書に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがある場合並びにそのおそれがある場合
  - (3) 利用申込者が法人でない場合又は引き続き6か月以上日本国内に事業拠点(本店、支店、営業所又は事務所等)を有しない場合
  - (4) 第9条第4項(利用許諾条件)に違反するおそれがある場合
  - (5) 第10条(利用の制限)に違反するおそれがある場合
  - (6) 第12条第2項(料金の支払)に違反するおそれがある場合
  - (7) 第5章(お客様の責任)に違反するおそれがある場合
  - (8) 第27条(知的財産権)に違反するおそれがある場合
  - (9) 第32条第1項(2)に該当する場合
  - (10) 過去に第32条第1項又は第2項(契約解除)の処分を受けたことがある場合
  - (11) その他、NI+C が不適切と判断する相当の理由がある場合
  - (12) IBM Cloud 提供会社の独自の裁量により利用申込を不承認とされた場合
- 2 利用申込の承認後であっても、利用申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、NI+C はその承認を取り消すことがある。但し、承認が取り消された場合でも、お客様は本サービスの利用により既に発生した義務について本規約に従って履行する責任を免れないものとする。また、取り消しにより生じた損害について、NI+C はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負わないこととする。

(変更の届出)

第7条 お客様が利用申込の際又はその後に NI+C に届け出た内容に変更が生じた場合、お客様は、NI+C 所定の方法により、遅滞なく、その旨を届け出るものとする。

2 前項の届出を怠った場合、お客様が不利益を被ったとしても、NI+C は一切その責任を負わない。また、NI+C からの通知等がお客様に不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

3 NI+C は、変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止し又は利用契約を解除することがある。

### 第3章 本サービスの内容及び利用料金

(本サービスの内容)

第8条 本サービスの内容は「サービス記述書」に記載のとおりとする。

(本サービスの利用許諾)

第9条 お客様は、本サービス利用期間中、お客様の保持するインターネット接続環境、又は本サービスで提供する専用線から本サービス環境に接続し、本サービスを利用することができる。

2 お客様は、エンドユーザーとして自己の業務を実施するためにのみ本サービスを利用するものとし、事前に NI+C の承諾を得た場合を除き、第三者(関連会社及び取引会社等を含む)に対し本サービスを転貸利用させることはできないものとする。

3 お客様は、本サービスの利用にあたり、本規約を遵守するものとする。また、お客様は、事前の NI+C の承諾を得て第三者にサービスを利用させる場合、当該第三者に対し本規約の内容及びサービス記述書の内容を遵守させるものとする。当該第三者がこれに違反した場合、NI+C はお客様による違反として本規約を適用することができるものとする。

4 NI+C は、お客様に対し、本サービスの利用期間中、本サービスを本条第1項乃至第3項に記載の目的及び方法で使用するサブライセンス不能、譲渡不能、かつ非独占的で取消可能な利用権を許諾する。お客様は、かかる目的及び方法以外には本サービスを利用でき

ないものとする。

#### (利用の制限)

第10条 本サービスの不履行もしくは不備が、人身傷害、死亡、若しくは物的損害、又は環境的損害をもたらすと合理的に予想される場合(航空機もしくは他の大量輸送手段、原子力施設もしくは化学工場、米食品衣料品化粧品法上のクラス III 医療機器に関連する場合を含むが、これらに限定されない)、お客様は状況の如何を問わず本サービスの利用を行わないものとし、他のいかなる者にもその利用を許可してはならないものとする。

#### (本サービスの利用料金)

第11条 本サービスの利用料金は、料金規定に記載の通りとする。

#### (利用料金の支払)

第12条 NI+C は、お客様に対し、本サービスの利用料金を料金規定に定める期日までに、消費税を別途加算した上で請求するものとする。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとする。

2 お客様は、NI+C が請求書を発行した日から30日以内(但し、当日がNI+Cの休業日である場合は翌営業日)に、請求額をNI+C所定の方法で支払うものとする。

3 前項の支払期日が経過しても請求額の支払がない場合、お客様は、支払期日の翌日から完済まで年14.5%の割合による支払遅延利息を支払うものとする。

#### (利用料金の変更)

第13条 本サービスの利用料金は、料金規定に記載の通り変更されるものとする。

#### (本サービスの利用期間)

第14条 本サービスの利用期間は、利用開始日より解約日又は本サービスの終了日までとする。

## 第4章 お客様とNI+Cの相互協力

#### (サービス内容の変更)

第15条 本サービス内容の変更は、IBM Cloud 提供会社により変更が必要と判断される場合に実施されるものとし、お客様はその変更を受け入れるものとする。

2 本サービス内容の変更実施後にお客様が本サービスの利用を継続する場合には、お客様はその変更を承諾したものとみなされる。

#### (お客様の協力義務)

第16条 次の場合、お客様は、NI+Cの要請に応じて情報・資料等の提供を行う等の調査に協力するものとする。

- (1) お客様による本規約、その他適用される法律、規制の遵守状況を調査確認するために必要な場合
- (2) 本サービスの故障予防又は本サービス停止回復のために必要な場合
- (3) セキュリティに関する問題解決のために必要な場合
- (4) その他、NI+Cが必要と判断する相当の理由がある場合

2 お客様により提供された前項の情報・資料等は、NI+CがIBM Cloud 提供会社に開示することを認めるものとする。

3 NI+C及びIBM Cloud 提供会社は、前項の情報・資料等を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

## 第5章 お客様の責任

#### (お客様の遵法責任)

第17条 お客様は、本サービスの利用にあたり、自己の判断と責任において、日本国又はその他関係する国又は地域の関連法令並びに関連する国際法、規則等(海外腐敗行為防止法、それと類似する国際的な腐敗行為防止法、及びデジタルミレニアム著作権法及び知的財産法等を含む)を遵守し、健全な商慣行等を尊重するものとする。

2 お客様は、本サービスを利用する際にアクセスするソフトウェア(OS、ミドルウェア、アプリケーション等を含むがこれらに限られない)、コンテンツ、サービスもしくはWebサイト(カスタマーコンテンツを含む)に関するすべての使用許諾条件もしくは使用条件を遵守するものとする。

3 お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 他人の財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為
  - (2) 公序良俗又は法令に違反する行為
  - (3) 他人を誹謗中傷し又は他人に迷惑・不利益等を与える行為
  - (4) 知的財産権を侵害する嫌がらせや中傷、脅迫、わいせつな文書や物体、民事上の責任が発生する文書や物体、又は犯罪行為となる行為を実行・助長する文書や物体のやりとりする行為
  - (5) 本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
  - (6) NI+C が不適当と判断する相当の理由のある行為
  - (7) IBM Cloud 提供会社が独自に禁止と定義し、IBM Cloud 提供会社が定める方式により公表されている行為
- 4 NI+C は、お客様が本条第3項に違反していると判断する場合、お客様に対し必要な措置を求めることができます。また、NI+C は、緊急を要すると判断した場合、お客様に対し事前に又は緊急の場合は事後に通知し、お客様による本サービスの利用を一時停止し、もしくは本サービスを利用して授受される不適切なデータ・情報等の全部又は一部を修正又は削除できるものとする。
- 5 NI+C は、お客様が本条第3項に違反し、解決の対処がなされない場合に、本サービスの利用をすべて停止し、契約を解除することができるものとする。
- 6 NI+C は、お客様が本条に違反していると判断する場合、NI+C の保持する通信記録(ログ)を NI+C が相当と判断する方法で開示できるものとする。

#### (お客様の自己責任)

第18条 お客様は、本サービスの利用にあたり、自己の判断と責任において、以下の事項を決定し処理するものとする。

- (1) 本サービスで作成したカスタマーコンテンツのデータ保全、整合性、記憶、セキュリティ及びバックアップ
  - (2) 本サービスで作成したカスタマーコンテンツの一部を譲渡するか、又はそうした譲渡に関与する場合に、そのカスタマーコンテンツのセキュリティ、個人情報保護、合法性及び安全な取り扱いに関してあらゆる法律、ルール及び規則を遵守すること
  - (3) プライベートネットワーク又はパブリックネットワークにカスタマーコンテンツを送信、又はそれが送信内容に含まれていた場合に、あらゆる地域もしくは国で適用される法律、ルール及び規則を遵守すること
- 2 お客様が本サービスを利用するために必要なネットワークの利用料金は、本規約に特別の規定がある場合を除き本サービスの利用料金には含まれず、お客様が別途これを負担するものとする。

#### (お客様の責務)

第19条 お客様は本サービス上で使用するファイルがコンピュータ・ウィルスその他悪意のあるツールで影響をうけた可能性がある場合等、本サービスの運営に支障を生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、お客様はただちにその旨を NI+C に通知するものとする。

- 2 お客様は本サービス上に、違法、認可されていない又は IBM Cloud 提供会社が独自で不可と定める「禁止コンテンツ」が保管や収納されている可能性がある場合に、お客様はただちにその旨を NI+C に通知するものとする。
- 3 お客様は前項の場合に、NI+C が「禁止コンテンツ」を停止し、削除や修正を行うことができることに同意するものとする。
- 4 お客様は適切な努力を尽くし、本サービスの不正アクセスや不正使用を防止するとともに、それらの発生、もしくはおそれがあることを知った場合、又はその他のセキュリティ違反を知った場合に、お客様はただちにその旨を NI+C に通知するものとする。
- 5 NI+C は、本規約の実施状況を調査するため、お客様に対し、本規約で定められた事項のお客様による実施状況について確認、調査を求めることができるものとする。お客様は、文書にてこれに回答することとする。

#### (ID及びパスワードの管理責任)

第20条 お客様は、本サービスを利用するためのID及びパスワードを自己の判断と責任において管理するものとし、その使用上の誤り又は第三者による不正使用等により損害が生じても、NI+C は一切責任を負わないものとする。

- 2 お客様は、本規約で認められている場合を除き、ID及びパスワードを第三者に使用させたり、譲渡、貸与又は担保に供する等の行為はできないものとする。
- 3 お客様は、ID及びパスワードの盗難又は第三者による不正使用の事実を知った場合、直ちにその旨を NI+C に連絡するものとする。その場合において、被害防止のため NI+C から指示あるときはそれに従うものとする。
- 4 本サービスのセキュリティ向上のため NI+C がID及びパスワード以外の技術的手段を採用した場合、同手段にも本条の規定が適用されるものとする。
- 5 お客様は、ID及びパスワードの使用上の誤り又は第三者による不正使用等により NI+C 又は IBM Cloud 提供会社へ損害を与えた場合にその一切の責任を負うものとする。

## 第6章 NI+C の責任

#### (瑕疵担保責任)

第21条 NI+C は、正常な作動環境の下で、本サービスがサービス記述書、又は IBM Cloud 運営会社が Web サイトに公表するサービスレベル等を実質的に一致させることを表明し、保証するものとする。

2 本サービスは、NI+C によって現状あるがままの状態で、かつ、いかなる保証もしくは条件(制定法上のものか否かを問わず、その種類も問わない)もつかない形で提供されるものとする。

3 本条の規定は、本サービスの利用に関して NI+C がお客様に対して負う瑕疵担保責任の全ての責任を規定したものである。NI+C は、お客様その他のいかなる者に対しても、本サービスの利用に関して、本条の責任以外には、法律上の瑕疵担保責任並びに明示又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負担しないものとする。

#### (第三者の権利侵害に対する補償)

第22条 お客様は、第三者から本サービスが第三者の権利を侵害している旨の警告等を受けた場合、その旨をすみやかに NI+C に通知し、NI+C 又は IBM Cloud 提供会社の行う権利防御等に協力し、当該紛争の処理につき NI+C の指示に従うものとする。お客様がかかる義務を履行することを条件として、お客様が当該紛争に関する確定判決又は NI+C が事前に承諾した和解に基づいて当該第三者に対し賠償金支払義務を負担した場合は、NI+C は、お客様に対し、当該賠償金相当額(合理的範囲の弁護士費用を含む。)をお客様に補償するものとする。

2 本条第1項の規定にかかわらず、当該紛争の原因がお客様の責に帰すべき事由による場合、お客様は、自己の判断と責任で当該紛争を解決し、NI+C がいかなる責任も負担させないものとする。但し、お客様は NI+C に対し、当該紛争を解決するために必要な、本サービスに関する情報・資料等の提供を求めることができる。この場合、NI+C はこれに協力するものとする。

3 本条の規定は、本サービスが第三者の権利を侵害した場合に NI+C がお客様に対して負う一切の責任を規定したものである。NI+C は、お客様その他のいかなる者に対しても、本条の責任以外には、いかなる責任も負担しないものとする。

#### (NI+C の非保証)

第23条 NI+C は、本サービスの利用、もしくはその結果に関し、その正確性・信頼性、適時性・完全性等について、お客様その他のいかなる者に対しても、いかなる保証も行わず、いかなる責任も負わないものとする。

2 NI+C は、本サービスがお客様の利用目的に適切又は有用であること、その作動が中断されないこと及びその作動に誤りがないこと、あるいはいかなる欠陥も修正されることを保証するものではない。

3 明確に提示されている場合を除き、お客様自身の裁量とリスクで本サービスを利用するものとし、NI+C はその結果に責任を負わないものとする。

## 第7章 その他

### (輸出に関する規制)

第24条 お客様は本サービスの利用に際し、自らの意志で行うとともに適用されるすべての法律、制限、規制等を遵守するものとする。

2 お客様は本サービスの以下の譲渡を行わないこと、又は譲渡の承認をしないことに合意するものとする。

(1) 日本、米国又は国連の禁輸対象国に所在する事業者に対する譲渡、もしくはかかる事業者のための譲渡

(2) 米国財務省の特別指定国民リスト、又は米国商務省の注文拒否目録もしくは核兵器などの拡散を防止する法人リスト(Entitylist)、又は米国国務省の輸出権利剥奪者リストに掲載されているものに対する譲渡

3 お客様は、以下のことを表明し保証するものとする。

(1) お客様が本条2項(1)の国に所属していないこと

(2) お客様が本条2項(1)の国の国民もしくは居住者の支配下にないこと

(3) お客様が本条2項(1)の国の国民もしくは居住者ではないこと

(4) お客様が本条2項(2)のリストに掲載されていないこと

4 お客様は、日本国外国為替及び外交貿易法、及び米国輸出管理規制740節の補足1号で規定されているカントリーグループ D:4及び D:3に列挙されている国で核兵器、化学兵器、生物兵器、大量破壊兵器、及びミサイルの開発、設計、製造、生産、備蓄もしくは使用の目的で本サービスを利用しないものとする。

5 お客様は、利用契約に基づいて提供された製品、技術もしくは技術データの輸出、再輸出もしくは輸入に適用されるすべての法律及び規則を遵守する責任、並びに必要な輸出認可と輸入認可を取得する責任を負うものとする。

6 お客様は、国際武器取引規則(以下「ITAR データ」という。)もしくは適用されるその他の法律に基づいて輸出が規制されているデータ、素材もしくはその他の品目を本サービスに移転したり、本サービスを通じて移転したりしてはならないものとする。ただし、NI+C 及び IBM Cloud 提供会社が移転を了承するとともに、以下の場合にはこの限りではない。

(1) お客様が、ITAR データを本サービスに移転すること、又は本サービスを通じて移転する旨を記載した書面による事前通知を10日以

上前に NI+C 及び IBM Cloud 提供会社へ提供している場合

- (2) お客様が、ITAR データを本サービスへ移転することについて米国政府及び必要な国の政府から書面の事前許可を得ている場合
- (3) NI+C 及び IBM Cloud 提供会社が米国政府及び必要な国の政府からの許可を取得するために必要なすべての支援を提供することにお客様が同意している場合
- 7 お客様は、本条6項に関連して NI+C 及び IBM Cloud 提供会社が負担したすべての費用、諸経費もしくは損害賠償について責任を負うものとする。
- 8 お客様は、サービス提供を遠隔支援する目的で、NI+C 及び IBM Cloud 提供会社がグローバルリソースを使用することを認めるものとする。
- 9 お客様はなんらかの関係によって、直接的か間接的か、一部又はすべての特権を無効、拒否する米国政府及び必要な国の政府の代理人によって発行されるどのような命令にも支配されないものとする。但し、そのような命令に従うようになった場合、ただちに NI+C へ通知することとする。

(反社会的勢力の排除)

第25条 お客様及び NI+C は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自ら又は自らの役員等(取締役、執行役又は監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「反社会的勢力等」という。)であること
  - (2) 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
  - (3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、又は、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
  - (4) 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
  - (5) 利用契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、又は反社会的勢力等の運営に資するものであること
- 2 お客様及び NI+C は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に利用契約を解除することができる。
- (1) 第1項に違反したとき
  - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
    - ①相手方に対する暴力的な要求行為
    - ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
    - ④風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
    - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3 お客様及び NI+C は、前項の規定により利用契約を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとする。
- 4 別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先するものとする。

(個人情報)

第26条 NI+C は、本サービスに伴い取得した個人情報について、IBM Cloud 提供会社に対して開示できるものとし、お客様はこれを承諾するものとする。なお、IBM Cloud 提供会社のプライバシーポリシー(Privacy Agreement)は、<https://www.ibm.com/privacy/>、その他 IBM Cloud 提供会社が定める方法により、公表されるものとする。

2 NI+C は、本サービスの提供により取得するお客様の個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱について、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、日本国内の健全な基準及び商慣習を尊重するものとする。

(EU のデータ保護)

第26条の2 NI+C が、(a)お客様顧客の個人データをお客様の復処理者として処理する場合で、(b)欧州連合の一般データ保護規則(EU/2016/679)(以下「GDPR」という。)がかかる個人データに適用される場合、お客様は NI+C に対して GDPR が適用される旨を NI+C 所定の方法にて通知するものとする。この場合、IBM Cloud 提供会社所定のデータ処理補足契約書(以下「DPA」という。)及び関連書類が GDPR 適用範囲に限り補足して本規約に適用されるものとする。また、お客様は法律に要求される範囲でお客様顧客とデータの処理に関する条件を合意するものとし、かかる合意はサービス提供元所定の DPA および関連書類と実質的に同等の条件を含むものとする。お客様は、お客様顧客の個人データを NI+C に提供し、NI+C および NI+C の復処理者(IBM Cloud 提供会社を含むがこれらに限られ

ない。)に処理を依頼する前にお客様顧客の承諾を得るものとする。

個別サービス毎に適用される DPA については、<http://ibm.com/dpa> にある DPA 及び <https://www-03.ibm.com/software/sla/slabd.nsf/sla/dpa> にある提供対象サービスの「データシート」が本規約に適用され、データ処理補足契約書の「TD」を「オーダーシート」と読み替えて本規約を補足する。

NI+C は、お客様があらゆる法的要件を満たすことについて、「個人データ」へのアクセスをお客様に提供することを含め、合理的な範囲でお客様に協力するものとする。NI+C が「個人データ」の処理または保護の方法を変更し、当該変更によりお客様がデータ保護に関して適用される法規を遵守できなくなる場合、お客様は、NI+C が当該変更を通知した日から 30 日以内に、影響を受けた本サービスに関連するオーダーを終了させることができる。

(本サービスにおける技術的及び組織的措置)

第26条の 3 <http://www.ibm.com/cloud/data-security> に規定されている「IBM クラウド・サービスのデータのセキュリティーおよびプライバシーの原則」は、本サービスに適用されるものとする。特定のセキュリティー機能及び特徴が定められる場合は、付属文書に規定される。お客様は、お客様の使用目的及びカスタマーコンテンツに対するそれぞれのサービスの適合性を評価し、または使用するために必要な措置を講じる責任を負うものとする。お客様は、お客様における本サービスの使用に責任を負うものとし、それが、適用法を遵守可能とするためのお客様の要件及び処理の指示を満たすことを認識し、承諾するものとする。

(知的財産権)

第27条 本サービスに対するすべての法的権利、権原及び利益(本サービスの Web サイト及び本サービスに内在する知的財産権もしくはそれ以外の所有権を含むが、これに限定されない)は、NI+C、IBM Cloud 提供会社もしくは IBM Cloud 提供会社が指定する者に帰属するものとする。

2 本サービスに関連する Web サイトに掲載されているすべての資料(グラフィックス、ユーザーインターフェース、ビジュアルインターフェース、画像、選定、調整、表現、外観と雰囲気、アレンジメント、ドメイン名、商標、サービスマーク、商標権で保護されているロゴ、及び独特の特徴を含むが、これだけに限らない)は、NI+C、IBM Cloud 提供会社もしくは IBM Cloud 提供会社が指定する者に帰属するものとする。

3 本サービスで NI+C より提供されるポータルサイト、及び資料(提案書、手順書、設定書を含む)に関する知的財産権は、NI+C に帰属するものとする。なお、NI+C はお客様に対し、当該資料について譲渡不能の使用権を許諾するものとする。

4 本サービスを利用して作成されるカスタマーコンテンツに関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)及び著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいう。)は、お客様又はお客様の指定する者に帰属するものとする。

5 本条の規定は、本サービスの利用契約終了後も効力を有するものとする。

(機密保持)

第28条 本規約において「機密情報」とは、本規約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、(1)機密と明記のうえ開示した情報、(2)口頭で機密と告げただけで開示した情報のうち、開示後 14 日以内に文書により機密である旨を通知した情報、及び本規約に従って発生した請求、料金に関する報告を意味するものとし、「開示当事者」とは、本規約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとする。

2 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後 2 年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社又は「関連会社」の従業員以外には、開示又は使用させないものとする。

3 「機密情報」は、以下に該当する場合を除き、第三者に公表又は漏洩しないものとする。

- (1) 開示当事者の同意が得られた場合
- (2) 法令により開示が求められた場合
- (3) お客様に対し本規約に基づく義務の履行を請求する場合
- (4) 本サービスの技術的又は経済的機能向上のため必要な場合
- (5) その他、本サービスの運用上、相当の必要性がある場合

4 お客様は、本サービスの利用により知り得た NI+C の営業上、技術上又はその他の業務上の秘密(本規約の内容、本サービスのサービス記述書等を含む)を本サービス利用のためにのみ使用するものとし、NI+C の承諾なしに第三者に公表し又は漏洩しないものとする。

5 以下の情報は本条の秘密に該当しないものとする。

- (1) 公知の事実
- (2) 本サービスにより知り得た以前から保有していた情報
- (3) 本サービスにより知り得た情報に依存せずに独自に開発発見された情報
- (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

6 お客様とNI+Cとの間で機密保持契約が別途締結された場合は、当該契約と本条の両方が適用されるものとする。但し、両者に矛盾が生じた場合は、当該契約の規定を優先適用するものとする。

#### (フィードバック)

第29条 お客様から直接又は間接的に提供された本サービスに関するあらゆる示唆、コメント、改良等のフィードバックに含まれる知的財産権は、NI+C もしくは IBM Cloud 提供会社に帰属するものとし、お客様は当該知的財産権に関するすべての権利、権原及び利益を、取消不能の形で IBM Cloud 提供会社へ譲渡するものとする。

2 お客様は、当該知的財産権の権利を文書化し、第三者対抗要件具備及び維持するために必要なあらゆる支援を NI+C および IBM Cloud 提供会社へ提供するものとする。

#### (NI+C による本サービスの一時停止)

第30条 NI+C は、次のいずれかの事由が生じた場合、お客様に対し事前に又は緊急の場合は事後に通知し、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止できるものとする。

- (1) 本サービスに関わるシステムの保守点検等の作業を定期的に又は緊急に行う場合
- (2) 本サービスに関わるシステムに故障等が生じた場合
- (3) 停電、火災、地震、労働争議その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
- (4) 一定期間(目安として90日間程度)本サービスの利用がなく、IBM Cloud 運営会社がお客様のアカウントを停止した場合(この場合 NI+C はお客様に事前に通知なく、本サービスの提供を一時停止できる)

2 本条に基づいて本サービスが一時停止された場合でも、本規約に特別の規定がある場合を除き、NI+C は、お客様その他のいかなる者に対しても、いかなる責任も負担しないものとする。

#### (NI+C によるサービス提供の停止)

第31条 NI+C は、次のいずれかの事由が生じた場合に、10 営業日前の事前通知を行い、かつ当該事由が是正されない場合に、お客様への本サービス提供を停止できるものとする。

- (1) お客様による本サービスの使用が本規約に違反していると合理的に考えられる場合
- (2) 本サービスの支払が遅延した場合

2 NI+C は、次のいずれかの事由が生じた場合に、ただちにお客様への本サービス提供を停止できるものとする。

- (1) 前項(1)の違反の疑いに関する NI+C の調査に協力しない場合
- (2) お客様の同意なく第三者によって本サービスへアクセス、又は操作されていると適切に判断した場合
- (3) 本サービスのネットワークや他のユーザーを保護するのに必要であると判断した場合
- (4) お客様が本サービスの利用を継続することで、本サービス又は他のユーザーのシステムやコンテンツに悪影響を及ぼす可能性がある場合
- (5) お客様の本サービス利用により、IBM Cloud 提供会社、その関連会社、もしくは第三者に責任を負わせる可能性があるとして判断した場合
- (6) 適用可能な法律、規則ルールもしくは裁判所の命令により停止を義務付けられる場合

3 本条1項、及び2項によりサービス提供の停止した場合の取り扱いは、以下の通りとするものとする。

- (1) お客様は、既に発生した債務及びサービス停止中に発生した債務について引き続き責任を負う
- (2) 当該停止期間中は、サービス記述書に基づく SLA の請求はできない
- (3) 当該停止に伴う一切の損害賠償もしくは損失について NI+C はいかなる責任も負わない

#### (契約の解除)

第32条 NI+C は、お客様がいずれかに該当する場合は、即時に本サービスの利用契約を解除することができるものとする。

- (1) 第6条第1項(利用申込の不承認)の(1)乃至(8)に該当する場合
- (2) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受けた場合、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立があった場合又は租税滞納処分を受けた場合、破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続の申立があった場合又は清算に入った場合、解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合、その他財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
- (3) 本サービスの運営を妨害した場合
- (4) NI+C、又は IBM Cloud 提供会社の名誉信用を毀損した場合
- (5) 前条により本サービス提供の停止となり、当該停止の根拠となっている理由を是正しない場合

2 お客様及び NI+C は、相手方が本規約に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず違反状態を是正しないときは、本サービス

スの利用契約を解除することができるものとする。

3 お客様は、NI+C に対し、利用の終了を希望する日から 10 営業日前までに通知することにより、本サービスの利用契約又は利用するサービス品目を解約することができるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、NI+C が第11条により利用料金を変更し又は第15条第1項により本サービスの内容を変更した場合(但し、軽微な変更又はお客様の負担を加重しない変更の場合を除く)、当該サービスを既に利用しているお客様が当該変更を承諾しない場合は、その旨を NI+C に届け出ることにより、本サービスの利用契約又は利用するサービス品目を解約することができるものとする。

5 NI+C は、お客様に対して 10 日以上前までに通知することにより、本サービスの利用契約又はサービス品目を解約することができるものとする。

6 第30条1項(3)の状態が 30 日を超えて継続する場合に、NI+C は利用契約を終了することができるものとする。

#### (契約終了時の処理)

第33条 本サービスの利用契約が期間満了又は解約により終了した場合、お客様は、本サービスを一切利用できないものとし、お客様により消去されずに残されたデータは本サービス終了後直ちに消去され、お客様からのアクセスが停止されるものとする。

2 本サービスの利用契約が終了した場合でも、本規約に基づいて既に発生した債務を本規約に基づいて履行する責任は免れないものとする。

#### (損害賠償)

第34条 お客様が本規約に違反し又は不正行為により NI+C に損害を与えた場合、お客様は、NI+C が被った通常の直接損害を賠償するものとする。

2 お客様が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、お客様は、自己の責任でこれを解決し、NI+C にいかなる責任も負担させないものとする。但し、お客様は NI+C に対し、当該紛争を解決するために必要な、本サービスに関する情報・資料等の提供を求めることができる。この場合、NI+C は自己の判断でこれに協力するものとする。

3 NI+C は、本規約に特別の規定がある場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、お客様その他のいかなる者に対しても、その原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとする。

4 NI+C がお客様に対し損害賠償責任を負う場合、NI+C が負担する賠償金の累積額は、当該損害にかかる各個別サービスについてお客様が NI+C に支払った利用料金の直近 1 カ月の合計額(1 カ月に満たない場合は NI+C に支払った利用料金の総額)を上限とするものとする。

5 お客様及び NI+C は、本規約に特別の規定がある場合を除き、いかなる場合にも、自己の責に帰すことのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、付随的損害、懲罰的損害、信用の毀損、派生的損害、逸失利益、データ及びプログラム等の無体物に生じた損害、代替品、代替サービスの調達費用並びに第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、互いに賠償責任を負わないものとする。

6 契約上の権利放棄、もしくは限定の可能性がなく適用される法律により別段義務を負う場合を除き、いずれの当事者も、訴因の発生から 2 年を経過した利用契約、もしくは利用契約に基づく取引に起因もしくは関する訴訟を提起しないものとし、かつ、かかる期限以降、それらすべての権利は失効するものとする。

#### (求償の制限)

第35条 お客様は利用契約に起因して、結果的に生じた損害、間接損害又は特別な事情から生じた損害を含め、お客様に生じた全ての損害を NI+C に対してのみ賠償請求するものとし、IBM Cloud 提供会社に対しては何らの請求もおこなわないものとする。

#### (通知)

第36条 本規約に基づくお客様と NI+C との間の通知は、書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、お客様に対する通知は、NI+C の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとする。本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合でも、以下の手続により書面に代えることができるものとする。

(1) 本サービスを掲載したWebサイト上に掲載して行う。この場合は、掲載された時をもって通知が完了したものとみなす。

(2) お客様が利用申込の際又はその後に NI+C に届け出た電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行う。この場合は、電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時をもって通知が完了したものとみなす。

(3) お客様が予め指定したFAX番号宛にFAXを送信して行う。この場合は、FAX番号宛にFAXを正常に発信した時をもって通知が完了したものとみなす。

(4) お客様が利用申込の際又はその後に NI+C に届け出た連絡先宛に翌日配達便、配達証明郵便、料金前払い郵便を郵送する。この場合は、特段の定めがない限り、発送した日をもって通知が完了したものとみなす。

3 お客様及び NI+C は、他方に対し以下の変更について直ちに通知するものとする。

- (1) 当事者の名称
- (2) 上記に定めた主たる事業所の変更

(権利義務の譲渡制限)

第37条 お客様及び NI+C は、相手方の書面による事前承諾を得ることなく、本規約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し又は担保提供する等の行為をできないものとする。

(米国政府の制限付き権利)

第38条 本サービスは、利用、修正、複製、公表、実行、展示もしくは開示に関する次の(1)又は(2)に示す規定に従い、米国政府に対し(a)商用最終品目として、及び(b)本規約の条項に従うすべてのエンドユーザーに与えられるものと同じ権利とともに、提供されるものとする。

(1)本サービスが国防総省（以下、「DoD」という。）に提供される場合には、該当する国防総省連邦調達規制（以下、「DFAR」という。）DFAR 252.227-7015（データ）又は DFAR 227.7202（ソフトウェア）、又はより一般的に、48 CFR 12.211、又は 48 CFR 12.212 に準拠するものとする。

(2)本サービスが DoD 以外の米国政府組織又は機関に提供される場合には、本サービスに関するソフトウェア、関連するすべてのコンピュータ ソフトウェア サポート ドキュメンテーション、これらに由来する技術データは、該当する連邦調達規制（以下、「FAR」という。）FAR 12.211 又は FAR 12.212 に準拠するものとする。

2 米国政府機関がこれらの規定に基づいて付与されない権利を必要とする場合、当該政府機関は IBM Cloud 提供会社と交渉し、かかる権利の譲渡に関して IBM Cloud 提供会社と交渉するものとし、かかる権利を具体的に譲渡する相互に受託可能な補遺を書面に定め、適用される請負契約もしくは契約を IBM Cloud 提供会社と交わし合意するものとする。

(雇用の問題)

第39条 お客様の従業員、又は利用契約の開始前に本サービスと同等のサービスを提供するためにお客様から請け負っている第三者が、雇用関係の移転や EU 指令 2001/23/EC もしくはそれに類似した各国の法令に基づいて IBM Cloud 運営会社に対する請求権を主張する場合、お客様は最善の努力を尽くし、雇用関係の移転を防止もしくはかかる請求を阻止するものとする。

2 お客様は、移転防止に関連して発生したすべての費用を負担するものとし、IBM Cloud 提供会社へ損失を与えないことを保証するものとする。なお、これらの費用には、訴訟費用、従業員に対する補償金、弁護士報酬、追加雇用請求もしくは再雇用請求に起因し負担したあらゆる費用、給与、健康保険料、社会保障拠出金、任意年金拠出金及び法定年金拠出金、企業年金制度、年金基金及び退職費用等が含まれるものとする。

(放棄の否定)

第40条 NI+C による本規約に基づく権利の不行使又は一部の権利行使の遅延は、かかる権利の放棄、喪失、もしくは修正するものではないものとする。

2 NI+C が本規約に基づく権利を放棄することは、本規約に基づく他の権利又は別の機会での同じ権利を放棄したことにはならないものとする。なお、NI+C による本規約に基づく権利の放棄は書面で行われるものとする。

(契約の付随性)

第41条 利用契約が終了、解除、解約等された場合、利用契約に基づき提示・送付されるオーダーシート及びオーダー手配完了通知等についても当然に終了、解除、解約されるものとする。

(契約の完全性)

第42条 本規約は、お客様と NI+C との間の完全かつ排他的な契約とするものとし、その他のあらゆる合意、了解、もしくは交渉（書面か口頭か、契約締結以前か同時か等は問わない）は破棄されるものとする。

(契約条項の分離)

第43条 本規約の一部の条項が裁判所もしくは他の裁定機関から強制不能と認定された場合でも、本規約の残りの条項は引き続き有効とするものとする。

2 前項の場合、お客様及び NI+C は、両者が利用契約を締結した目的の範囲内において、裁判所もしくは他の裁定機関から強制不能とされた条項を修正できるものとする。

(存続)

第44条 利用契約の終了又は解約後も、本規約中、その性質上存続すべき条項は有効に存続するものとする。

(紛争の解決)

第45条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとする。

- 2 本規約に関する準拠法は、日本国法とする。
- 3 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
- 4 本規約には、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されないものとする。

## 別紙 A: DSaaS for NI+C クラウド

本別紙 A は、日本情報通信株式会社(以下「NI+C」という。)が利用者(以下「お客様」という。)へ提供する「DSaaS for NI+C クラウド」(以下「本サービス」という。)の利用について定めるものである。本別紙 A は、「NI+C クラウドメンバーシップサービス SL」利用規約の一部として構成される。本別紙 A に記載のない項目については「NI+C クラウドメンバーシップサービス SL」の記載に従い提供されるものとし、「NI+C クラウドメンバーシップサービス SL」と本別紙 A の記載に相違がある場合には、本別紙 A の記載が優先されるものとする。お客様は、NI+C 所定の利用手続きを行うことによって、本別紙 A のすべての条件に同意したものとする。

### 第 1 条 定義

本別紙 A においては、別段の定めのある場合を除いて各用語の定義は次のとおりとする。

- 「DSaaS」とは、トレンドマイクロ株式会社(以下、「トレンドマイクロ」という)が提供する「Trend Micro Deep Security™ as a Service」(以下「DSaaS」)の略称であり、トレンドマイクロが提供するクラウド型セキュリティサービスである。サービスの仕様等の詳細はトレンドマイクロの Web サイトにて提示されるものとする。
  - ・トレンドマイクロ Web サイト  
[https://www.trendmicro.com/ja\\_jp/business/products/hybrid-cloud/deep-security-service.html](https://www.trendmicro.com/ja_jp/business/products/hybrid-cloud/deep-security-service.html)
- 「ライセンス製品」とは、第 6 条所定のスタンダードサポートの一環として提供される一切のパターンファイル、検索エンジンおよびプログラムモジュール等、ならびに、ソフトウェア製品に付属するツール等のうち専用の使用許諾契約書がないものを含むものとする。
- 「マニュアル」とは、本サービスの設定情報であり、1 項に記載のトレンドマイクロの Web サイトにて提示されるものとする。
- 「本ソフトウェア」とは、本サービスを利用するためお客様がサーバにインストールし使用する「Deep Security Agent」等のプログラム、ならびにそのバージョンアップ版およびパターン・アップデートとする。
- 「ドキュメンテーション」とは、印刷または電子的なフォームによってお客様に提供される NI+C またはトレンドマイクロが作成したマニュアルおよびオンラインヘルプ・ファイルとする。

### 第 2 条 本サービスの利用

- お客様が利用できる本サービスは、本別紙 A に記載されるサービスとする。
- 本サービスは「NI+C クラウドメンバーシップサービス SL」のオプションであり、「NI+C クラウドメンバーシップサービス SL」に則って IBM Cloud 上で稼働するサーバを対象に DSaaS を提供するものである。
- お客様は本サービス契約後、マニュアルに従い設定を行うことで、対象サーバを本サービスの対象とすることができる。本サービスを利用するためのアクティベーションコード/レジストレーションキーは、「オーダー手配完了通知」にてお客様に通知する。
- NI+C 及びトレンドマイクロが本サービスにおいてライセンス製品を提供する場合、お客様はマニュアルまたはトレンドマイクロの Web ページに掲載している最新のシステム要件に記載のオペレーティングシステムソフトウェアが稼働するサーバ(お客様が自己使用するサーバに限定される)へライセンス製品をインストールし、当該サーバ上で使用できるものとする。
- 本サービスの対象となる IBM Cloud 上のサーバは DSaaS 管理サーバと通信ができる等、本サービス提供上の必要要件を満たしているものとする。
- 本サービスの最低利用サーバ台数は、仮想サーバと物理サーバの区別なく、1 台からとする。
- 本サービスの最低利用期間は、課金開始日から 1 ヶ月とする。
- ライセンス製品のうち「Deep Security Agent」をインストールするサーバの総数は、「NI+C クラウドメンバーシップサービス SL」に則り作成された契約書面に記載の数を上限とする。また、ライセンス製品のうち「Deep Security Agent」をインストールするサーバの総数が「NI+C クラウドメンバーシップサービス SL」に則り作成された契約書面記載の数を超える場合、お客様は NI+C に申告し、追加契約を実施するものとする。

### 第 3 条 利用料金

- お客様は、本サービスの利用にあたり、NI+C が定める利用料金を、NI+C が定める方法で支払うものとする。
- 本サービスは毎月 1 日から月末日までを月額利用期間とする。利用期間途中での利用開始、利用期間途中での利用終了の場合において日割り料金は適用せず月額の利用料金を申し受けるものとする。
- 請求は利用月の翌月に「NI+C クラウドメンバーシップサービス SL 料金規定」オプションサービス利用料の記載に基づき実施するものとする。
- DSaaS 利用料金を変更する場合、NI+C は事前にお客様へ書面にて通知を行うこととする。

### 第 4 条 著作権等

1. 対象サービス、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションに関する著作権、特許、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的所有権は NI+C またはトレンドマイクロへ独占的に帰属する。
2. お客様は NI+C およびトレンドマイクロの書面による事前の承認を得ることなく、有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービスの一環として本件サービスを使用することはできないものとする。
3. お客様は NI+C およびトレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、本別紙 A のもとでお客様が有する権利、アクティベーションコード/レジストレーションキーおよびマニュアル等を第三者へ賃貸、貸与、販売、譲渡または再許諾することはできないものとし、かつ、担保の目的に供することはできないものとする。
4. お客様は、本サービスおよびライセンス製品に関する客観性を欠いた実験方法によるパフォーマンステストまたはベンチマークテストの結果を、NI+C およびトレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、公表してはならないものとする。
5. お客様は、本ソフトウェアに関してリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとする。お客様の改造に起因して本サービスに何らかの障害が生じた場合、NI+C ならびにトレンドマイクロは当該損害に関して一切の責任を負わないものとする。

#### 第 5 条 保証および責任の限定

1. NI+C、本サービス販売会社、およびトレンドマイクロは本サービス(対象サービスに使用されるシステムおよび本ソフトウェアの自動的なバージョンアップやプログラム修正による不具合、日本国外での利用を起因とする不具合、お客様の電子メールの未達、ロスト、遅延や検索サービス上の問題などを含むがこれに限定されない。本条において以下同様とする。)およびドキュメンテーションに関して一切の保証を行わないものとする。また、NI+C、本サービス販売会社、およびトレンドマイクロは本サービスおよびドキュメンテーションの機能がお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本件サービスまたはドキュメンテーションの物理的な紛失、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償を行わないものとする。
2. 本サービス、ドキュメンテーション、第 6 条所定のスタンダードサポートの使用に起因してお客様またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して NI+C、本サービス販売会社、およびトレンドマイクロは一切の責任を負わないものとする。
3. 本別紙 A のもとで、理由の如何を問わず NI+C または本サービス販売会社がお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、お客様が損害の生じる直前の 3 ヶ月間に本件サービスの対価として実際に支払った金額の 100%を上限とする。
4. お客様は NI+C が定める方法によりユーザー情報を提供するものとし、ユーザー情報の提供がなされない場合またはその内容に不備がある場合、NI+C およびトレンドマイクロからのお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益ならびに損害についてはお客様の責任とする。
5. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム(ライセンス製品を含みますがその限りではない)またはサービス(本サービスを含むがこれに限らない)の選択、導入、使用および使用結果については、お客様の責任とする。

#### 第 6 条 サポートサービス

1. DSaaS のサポートサービスはトレンドマイクロが本条に定める条件に基づき、直接お客様に提供する。トレンドマイクロは本サービスの契約を行いかつアクティベーションコード/レジストレーションキーが発行されたお客様に対し、DSaaS に関するサポートサービス(以下「スタンダードサポート」という)を提供する。
2. お客様は「NI+C クラウドメンバーシップサービス SL サービス記述書」に記載されたヘルプデスク(以下「NI+C ヘルプデスク」)に対してトレンドマイクロ社が提供するスタンダードサービスに含まれる技術サポートの問い合わせ代行をメールにて依頼することができる。お客様は本項記載の問い合わせ代行を依頼する際、問い合わせに必要な情報を NI+C ヘルプデスクへ提供するものとする。
3. スタンダードサポートの提供に関するトレンドマイクロの義務は、本条 1 項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとする。また、トレンドマイクロは、以下のいずれかに該当するお客様に対してスタンダードサポートを提供する義務を負わないものとする。
  - (a) NI+C が定める手続に従った契約を行っていないお客様
  - (b) 前項所定の手続きにてユーザー情報の申し出を行っていないお客様または当該変更の手続きに不備があるお客様
  - (c) 本サービスの契約期間が終了しているお客様
  - (d) 本サービスを、日本語以外の言語に対応するオペレーティングシステムとともに使用しているお客様
  - (e) 本サービスを、利用料金を支払ってないお客様
  - (f) 日本語以外の言語にて問い合わせをされたお客様
4. 前各項にかかわらず、トレンドマイクロは、同社がサポートを終了した本サービスについては、お客様に対してスタンダードサポートを提供する義務を負わないものとする。なお、サポート終了サービスに関しては、別途スタンダードサポートの一環として配信するほか、電話またはファックスを介する問い合わせによっても確認できるものとする。

5. トレンドマイクロは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくスタンダードサポートの提供を停止できるものとする。
- (a) 本サービスを構成するシステム(以下「システム」といいます)の緊急保守を行うとき
  - (b) インターネットを含むネットワークの障害、火災もしくは停電等の不可抗力、または、第三者による妨害等によりシステムの運用が困難になったとき
  - (c) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
  - (d) お客様が本サービスに支障を与える態様において、本サービスを利用したとき
  - (e) お客様が本別紙 A に違反したとき
  - (f) 上記以外の緊急事態により、トレンドマイクロが本サービスまたはシステムを停止する必要があると判断するとき

#### 第7条 守秘義務

1. お客様は、(a) 本別紙 A 記載の内容、および、(b) 本サービスの利用に関連して知り得た情報(本サービスのアクティベーションコード/レジストレーションキー、スタンダードサポートに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL ならびにスタンダードサポートの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます)につき、NI+C およびトレンドマイクロの書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本別紙 A における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとする。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではないが、その場合には NI+C に対して速やかに事前の通知を行うものとする。
2. 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとする。
- (a) 開示を受けた時に既に公知である情報
  - (b) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
  - (c) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
  - (d) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
  - (e) NI+C またはトレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

#### 第8条 監査権

NI+C は、お客様による本契約の遵守を確認する目的で、事前通知のうえ、同社の負担によりお客様に対して監査を行う権利を有するものとする。

#### 第9条 契約の解除

1. お客様が以下各号に定めるいずれかに該当することが判明した場合、NI+C は本サービスの契約を解除することができる。
- (a) お客様が本別紙 A に違反した場合
  - (b) お客様が NI+C、本サービス販売会社またはトレンドマイクロが運営するサーバ経由でスパムメールなどの不正なメールを送信した場合
  - (c) 事由の如何を問わずトレンドマイクロが DSaaS の提供を終了した場合

#### 第10条 個人情報の取り扱いについて

1. お客様は、NI+C およびトレンドマイクロがお客様に関する以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下「個人情報」という。)につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意する。
- (a) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、お客様が第4条1項または2項に基づき届け出た事項
  - (b) 購入製品、ユーザー登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様と NI+C およびトレンドマイクロとの契約にかかわる事項
  - (c) お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等
2. お客様は、NI+C およびトレンドマイクロが、コンピュータまたはインターネットに関連するセキュリティ対策製品およびサービスの提供に関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意する。
- (a) サポートサービスの提供
  - (b) 契約の更新案内
  - (c) トレンドマイクロの製品およびサービスに関する案内
  - (d) トレンドマイクロの製品およびサービスに関連のある他社製品の案内
  - (e) セキュリティに関する情報の提供
  - (f) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動
  - (g) トレンドマイクロの製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知

3. お客様はトレンドマイクロが前項の各行為を実施するにあたり、秘密保持契約書を締結したうえで同社の海外子会社および海外関連会社、販売代理店ならびに国内外の代行業者に対して本条第 1 項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意する。なお、当該個人情報を同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合には、適切な安全管理措置を講じた上で、電子メール、記憶媒体などの送付により実施する。
4. お客様は、NI+C およびトレンドマイクロに対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとする。なお、開示請求にあたっては、別途 NI+C およびトレンドマイクロが定める手続および手数料が必要となる。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、NI+C およびトレンドマイクロは速やかに当該個人情報の訂正もしくは一部削除に応じるものとします。
5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、NI+C およびトレンドマイクロは開示の義務を負わないものとする。
  - (a)トレンドマイクロまたは第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
  - (b)保有期間を超過し、現にトレンドマイクロが利用していない情報
  - (c)個人に対する評価、分類、区分に関する情報
  - (d)トレンドマイクロ内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると当社が判断した情報
6. お客様は、NI+C およびトレンドマイクロが本条 2 項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止および第三者への提供の停止の申し出を行うことができるものとし(但し、法令等に定めがある場合を除く)、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとする。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではない。当該申し出に関するお問い合わせ、および個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、トレンドマイクロ リスク管理室 室長(兼個人情報保護管理責任者) [privacy@trendmicro.co.jp](mailto:privacy@trendmicro.co.jp) とする
7. お客様は、本契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条 1 項に基づきユーザー登録を行った事実に関する個人情報が NI+C およびトレンドマイクロにより一定期間利用されることに同意するものとする。
8. お客様が本条にご同意いただけない場合、ライセンス製品に関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合がある。

#### 第 11 条 一般条項

1. 本別紙 A は本サービスに関し、本別紙 A の締結以前にお客様と NI+C との間になされたすべての取り決めに優先して適用される。
2. 本別紙 A に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有する。
3. 理由の如何を問わず、NI+C からお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合(サポートサービス提供の場合を含むがこれに限らない)、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとする。
4. お客様は、ライセンス製品およびそれらにおいて使用されている技術(以下「本ソフトウェア等」といいます)が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとする。
5. お客様は、2015 年 12 月時点において、米国により定められる禁輸国が、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリアであること、禁輸国に関する情報が、以下のウェブサイトにおいて検索可能であること、ならびに本ソフトウェア等に関連した米国輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとする。  
<https://www.treasury.gov/about/organizational-structure/offices/Pages/Office-of-Foreign-Assets-Control.aspx>  
<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/lists-of-parties-of-concern>
6. 本別紙 A の締結により、お客様が米国により現時点で輸出を禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとする。
7. NI+C はお客様へ事前の通知を行うことなく本別紙 A の内容、本サービス、スタンダードサポートの内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、本サービスに関する従前の規約の内容、本サービス、スタンダードサポートの内容およびその他の告知内容は無効となり、本サービスに関する最新の規約の内容、本サービス、スタンダードサポートの内容および告知内容が適用される。
8. 本サービスにおいて有害サイトのアクセス規制機能、フィッシング対策機能等を有する場合、お客様が当該機能を有効にし Web ページにアクセスした場合、以下の事象がおこることがあることがある。
  - (a)お客様がアクセスした Web ページの Web サーバ側の仕様が、お客様が入力した情報等を URL のオプション情報として付加し Web サーバへ送信する仕様の場合、URL のオプション情報にお客様の入力した情報(ID、パスワード等)などを含んだ URL がトレンド

マイクロ(本号においてその子会社を含みます)のサーバに送信される。この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスする Web ページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもとづき、お客様がアクセスする Web ページのセキュリティチェックを実施する。

9. 本別紙 A 第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 10 条および第 11 条の各定めはお客様の契約期間が理由の如何を問わず終了した後もなおその効力を有するものとする。

日本情報通信株式会社